

【アメリカ】 STOCK 法に係る資産公開規定の改定

連邦議会議員その他連邦公務員のインサイダー取引の禁止を明文化し、1978年政府倫理法の資産公開等の規定を従来より拡大するSTOCK法（Stop Trading on Congressional Knowledge Act of 2012, P.L.112-105）が2012年4月成立した。同法で新たに導入されたインターネット上での資産公開については、対象となる一定給与以上の幹部職員から、インターネット情報を利用した「なりすまし」や本人・家族の安全への脅威を危惧する声が高まり、インターネット公開期日が延期された（P.L.112-178）。2013年3月、メリーランド南部地区連邦地方裁判所判決と法律（前出P.L.112-178）に基づき実施された連邦行政アカデミー（NAPA）の調査報告書とがいずれも、インターネット公開の弊害を指摘した。これらを受け、4月15日、正副大統領、連邦議会議員、議員候補者、政治任用職で高級管理職給与表レベルI（閣僚級）及びIIの者の報告のみをインターネット公開の対象とする改正が行われた（P.L.113-7）。

（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】 州による大麻合法化の動向

連邦の規制薬物法（21U.S.C.801 et seq.）により大麻の栽培、頒布及び所持は、連邦政府が承認する研究目的を除き、全面的に禁止されている。しかし、ワシントン特別区を含む20州では医療用大麻の使用を認められた者を何らかの形で州法の刑罰対象から除外しており、さらに、2012年11月の住民投票によりコロラド州とワシントン州は21歳以上の者が少量の大麻を嗜好的に用いることを合法化、規制・課税の対象とする州憲法、州法の改正を行った。これを受けて、コロラド州では2013年5月28日、自動車運転時の血中濃度制限、州民以外への販売量制限、11月の課税に係る住民投票の実施等を定めた州法が成立した。2011年6月29日、連邦司法省は連邦検察官に対し、医療用大麻は州法に関わらず違法、限られた捜査資源を「（患者ではなく）栽培・販売・流通を業とする者」の訴追に活用するとの覚書を発出している。司法長官は、嗜好用大麻について2013年3月6日の上院司法委員会公聴会で「比較的早い時期に」対応を公表すると述べた。（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】 政府情報の公開と機械可読化に関する大統領令

政府の情報公開・業務効率化と民間の産業振興を目的とした政府情報の提供に関する大統領令第13642号が、2013年5月9日に発令された。このような試みとしては、従来も気象情報やGPSの無償提供等がなされてきたが、この動きをさらに推進し、情報を、個人のプライバシー、国家の安全等を侵さない範囲で、発見しやすく、利用しやすい機械可読の形式で提供することとした。提供方針は、行政予算管理庁長官が、同庁の情報・規制問題室長や情報技術の責任者らと協議して定めるものとし、情報技術の責任者は、方針作成後30日以内にオンラインのリポジトリツールを公開し、方針作成後90日以内に同庁の連邦調達政策室長、情報・規制問題室長等が、方針の内容を政府調達と助成金手続に反映するための施策を立ち上げる。行政予算管理庁の業績評価の責任者は、大統領令発令後90日以内に、方針の適用を監視するための省庁間優先目標（CAP）を設定し、各省庁は、大統領令発令後180日以内に、CAPに関する報告書を当該責任者に提出する。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【EU】 欧州委員会の構成に関する欧州理事会の決定

欧州委員会の構成について、欧州連合条約は、「2014年11月1日以降、委員会は、欧州理事会が全会一致で人数を変更する決定を行わない限り、加盟国数の3分の2に相当する数の委員で構成され」としている（第17条第5項）。現在の委員会の委員数は、加盟国数と同じ27（委員長及びEU外務・安全保障担当副委員長の2名を含む）で、これは2008年12月及び2009年6月開催の欧州理事会の決定による。この背景には、現在のEUの枠組みを定めるリスボン条約の批准を国民投票で否決したアイルランドに対するEU側の配慮があった（同国は、理事会決定後の2回目の国民投票で可決）。2013年5月22日に開催された欧州理事会では、2014年11月以降も現行の委員数を維持することが決定された。同理事会は、委員会機能への影響を考慮して、加盟国が30に達した後、又は2014年11月に発足する委員会の次の委員会の任命のどちらか早い時期に、今回の決定を見直す予定である。（海外立法情報調査室・武田 美智代）

【EU】 賢い規制—中小企業のニーズに即した法の簡素化をめざして

中小企業は、欧州における新規雇用の創出やイノベーション、成長等に大きく貢献し、域内経済を支えている。欧州委員会は、2008年の「欧州中小企業法」で欧州経済におけるその中心的役割を承認し、「中小企業を第一に考える」（Think Small First）原則の定着を目指していた。委員会は、約1,000社の中小企業及び業界団体との協議に基づき雇用や成長を阻害するEUの規制を調べ、さらに検討や施策を要する分野や課題を特定して「賢い規制」と題する文書にまとめ、2013年3月7日公表した。同文書は、中小企業の負担となっているEUの規制法10本—REACH（欧州の新しい化学物質規制制度）、VAT（付加価値税）、データ保護等—を挙げている。委員会は、これらの分野における欧州共通規則の必要性を認識する一方、2012年12月に立ち上げた規制適正化プログラム（REFIT）を通じ、EUの規制法を負担、欠陥、非効率の観点から調査し、必要に応じ法改正を図る予定である。（海外立法情報調査室・武田 美智代）

【EU】 食品の安全に関する適切なルール作りへ

EUの食品安全政策は、「農場から食卓まで」（From Farm to Fork）と言われ、一次生産から消費までの全工程（フードチェーン）を対象として包括的かつ統合的な取り組みが行われている。欧州委員会は、2013年5月6日、この工程における食品安全基準の執行を強化する施策を採択した。現在フードチェーンに適用されているEU法は約70あるが、今回の改正で5に減らし、生産者、加工業者、小売業者等が円滑に業務を遂行できるよう煩瑣な事務手続等を削減する。また立法に当たっては、中小企業及び零細企業の費用や負担を免除するよう配慮された。欧州委員会のボルジ（Tonio Borg）保健・消費者政策担当委員によれば、今回の措置は、フードチェーンに関わるすべての関係者が、効率的かつ効果的にその役割を果たすため、彼らのニーズに合った賢明で適切なルールを提供する狙いがあるとしている。一連の措置は、2016年に施行される見込みである。（海外立法情報調査室・武田 美智代）

【イギリス】2013年選挙人登録及び選挙管理に関する法律(c.6)の制定

2013年選挙人登録及び選挙管理に関する法律(c.6)が同年1月31日に制定された。以下その概要を列挙する。①選挙人名簿の正確性の向上による他人名義の不正投票等の防止等を目的として、名簿登録方式を世帯別登録方式から個人別登録方式に改める。2～3年の移行期間にデータ照合等を行い、将来オンライン登録が可能な枠組みを整備する。②投票率の向上、選挙制度の整備等を図り、郵便投票の時間的余裕を確保する選挙日程の延長等を行う。③2013年10月1日を期限として各小選挙区の有権者数の厳格な均衡を図る選挙区改定(2011年改正(c.1)後の1986年下院議員選挙区法(c.56)によるもの)を5年間延期する。これは、連立政権に参加する条件として自民党が推進した上院改革が保守党議員の反対により頓挫したことを発端として、自民党の反対により、保守党に有利ともいわれる当該選挙区改定の実施の見通しが立たなくなったことに起因する立法措置である。

(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】2013年精神衛生(差別撤廃)法(c.8)の制定

精神疾患に対する社会の烙印と否定的認識の払拭を目的として、社会的要職につき精神疾患の欠格事由を撤廃する2013年精神衛生(差別撤廃)法(c.8。以下「法」)が同年2月28日に制定された。法は本則4か条に附則を伴う。精神疾患で病院等に收容された下院議員及びスコットランド等の自治議会議員の退職手続を定める1983年精神衛生法(c.20)第141条を削除し(法第1条)、これに伴い関係法律を整理した(法附則)。また、1974年陪審法(c.23)第1条のうち精神疾患でないことを陪審員の資格要件とする規定並びに2008年会社(標準定款)規則(S.I. 2008/3229)第1附則～第3附則その他の規則の定める各種会社の標準通常定款のうち精神疾患を取締役の任務の終了事由とする規定が削られた(法第2条・第3条)。なお、精神疾患を上院議員の欠格事由とする規定は従前からなかった。法第2条は今後国务大臣が命令で定める日から施行し、法のその他の規定は既に2013年4月28日に施行されている(法第4条)。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】2013年重量貨物車道路利用税法案(c.7)の制定

車両の域内走行が自由なEUの各国では、重量貨物車の通過交通が増加している。高速道路が有料の国ではその利用料金の支払により重量貨物車等の外国車両も道路の修繕に要する道路整備費等を負担するが、当該車両が燃料を購入しない限り結果として道路整備費等を負担しない高速道路が無料の国には、重量貨物車に対し特定の道路の走行に必要なビニエットという証紙を購入させて道路整備費等の外部不経済による費用を回収する国もある。高速道路が無料のイギリスでも2013年重量貨物車道路利用税法(c.7)が同年2月28日に制定され、ユーロビニエット指令(EU指令。Directive 1999/62/EC)で定める道路の利用者課金等の域内共通基準に従い国内の公道を利用する重量貨物車に課金を行うこととなった。これにより、12トン超の貨物自動車保有する国内外の運送業者は、1日当たり11ユーロ相当額以下の範囲内で課金される。ただし、国内運送業者は、課金相当額が別途納付する自動車税から控除されることになる。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【フランス】 地方選挙制度改革

県、コミューン（市町村）及びこれらの広域連合の選挙制度を改正する法律 2 本（コミューン議会議員、広域連合議会議員及び県議会議員の選挙に関する 2013 年 5 月 17 日の組織法律第 2013-402 号、県議会議員、コミューン議会議員及び広域連合議会議員の選挙並びに選挙日程の変更に関する 2013 年 5 月 17 日の組織法律第 2013-403 号）が制定された。県議会議員選挙は、男女共同参画促進のために大きく改正され、従前の小選挙区 2 回投票制を廃止し、候補者男女各 1 人を連記した名簿を各選挙区で届け出て、拘束名簿式 2 回投票制で 1 組の男女を選挙する方式に変更する。議員定数は据え置き、選挙区を半数に削減する。任期は、6 年のまま、3 年毎の半数改選から一斉改選に改める。コミューン議会議員選挙については、従来は人口 3,500 人以上であれば、プレミアム付拘束名簿式比例代表 2 回投票制を実施していたが、今後は、人口千人以上であればこれを実施する。広域連合議会議員選挙は、コミューン議会議員との同時改選とした。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 エネルギー料金等に関する法律の成立

2013 年 4 月 15 日に、今後のエネルギー転換と料金の高騰を見据えた家庭のエネルギーの消費の抑制及び料金の公平性確保のための法律が制定された（節度あるエネルギー制度への転換の準備を目的とし、並びに水道料金の決定及び風力発電に関する諸規定に関する 2013 年 4 月 15 日の法律第 2013-312 号）。同法の主な目的は、電気、ガス及び熱供給について、使用量に応じ料金変動する累進料金制度を導入することであったが、4 月 11 日に、憲法院は、同制度が家庭用に適用され、業務用には適用されない点などが公平性を損なうとして、違憲とした。このため、低所得者向けの電気及びガスの割引料金の適用対象拡大、低所得者向けの割引水道料金の試験的導入、特定の住宅給付の対象世帯で料金未納であるものに冬季のみエネルギー供給の停止を猶予する冬期休戦協定制度（trêve hivernale）の適用対象拡大、風力発電設備の設置規制の緩和等に関する規定のみが公布された。政府は、累進料金制度導入のための新たな法案を準備するとしている。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 若年者及び高齢者の雇用促進制度「世代契約」

世代契約の創設に関する 2013 年 3 月 1 日の法律第 2013-185 号が制定された。世代契約（contrat de génération）とは、若年者の雇用促進、高齢者の雇用維持並びに世代間の知識及び技術の伝達を目的として、中小企業を支援し、大企業に義務を課す制度である。被用者数 50 人未満の企業は、26 歳未満（障害労働者は 30 歳未満）の者を無期雇用契約で雇用し、その若年者の指導にあたる 57 歳以上の者（55 歳以上の障害労働者及び雇用時点で 55 歳以上の者を含む）の無期雇用契約を維持すれば、国から一定の財政援助を受けられる。被用者数 50 人以上 300 人未満の企業は、上述の条件に該当する者を雇用すれば、財政援助を受けられるが、事前に世代契約に資する労働協約又は行動計画の作成が求められる。一方、被用者数 300 人以上の企業には義務が課せられ、2013 年 12 月 30 日までに、世代契約に資する労働協約又は行動計画を当局に提出した後で、毎年、その実施状況を当局に報告し、これに従わない場合には、課徴金が課せられる。（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】議員の副収入を透明化するための連邦議会議事規則の改正

ドイツ連邦議会議事規則の附則「行為規範」によれば、議員は、議長に月額 1 千ユーロ又は年額 1 万ユーロ超の副収入の届出義務を負い、これは 1 千ユーロ以上 3 千 5 百ユーロ以下、7 千ユーロ以下、7 千ユーロ超の 3 区分で公表される。2013 年 9 月の連邦議会議員選挙に社会民主党の首相候補として立候補するシュタインブリュック議員の講演等による副収入が 2009 年以降 100 万ユーロを超えることが明らかになったことから、当該規定の改正案が 2013 年 3 月 14 日、連邦議会で可決された。改正後の規定では、副収入の額は 1 千ユーロ以上 3 千 5 百ユーロ以下、7 千ユーロ以下、1 万 5 千ユーロ以下、3 万ユーロ以下、5 万ユーロ以下、7 万 5 千ユーロ以下、10 万ユーロ以下、15 万ユーロ以下、25 万ユーロ以下、25 万ユーロ超の 10 区分で公表される。また、連邦政府構成員、政務次官又は連邦首相府付大臣としての職務による収入は、届出が不要である旨が明文で定められた。新規定は、第 18 議会期（2013-2017）から適用される。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】救急救命士の資格に関する法律の制定

救急補助士（Rettungsassistent）の資格については、1989 年に法律が定められたが、高齢化等を背景に救急出動件数が増加し、救急補助士に一層高度な知識や経験が要求されるようになった。救急補助士の職業教育と資格要件を高度化するために、旧法が廃止され、救急救命士（Notfallsanitäter）の資格に関する法律が新たに制定された（BGBl. I S.1348）。同法の主要部分は、2014 年 1 月 1 日から施行される。新法においては、救急救命士の職業教育は、救急業務や医療等の最新の知見に応じて、救急医療や患者の搬送を責任をもって行い、協力的なチーム活動ができるようにするための専門的及び社会的能力を授けることと定められた。職業教育の期間は、2 年から 3 年に延長された。職業教育は専門学校での授業と実習により構成されるが、実習は従来の消防署のみでなく、病院でも行われることとされた。また、専門学校の教員には高等教育修了が必要とされ、その資格要件が引き上げられた。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】非嫡出子の親権に関する民法典の改正

従来の民法典第 1626a 条の規定によれば、非嫡出子の父母が共同で親権（elterliche Sorge）を行う意思表示をした場合又は非嫡出子の父母が婚姻した場合に、父母は共同で親権を行うことができ、母に共同親権を行う意思がない場合には共同親権は行われず、母が単独親権者となる。2009 年 12 月 3 日の欧州人権裁判所の判決は、当該規定は非嫡出子の父の家庭生活が尊重される権利を侵害し、欧州人権条約第 8 条（私生活及び家族生活が尊重される権利）及び第 14 条（差別の禁止）の規定に反するとした。このため、民法典等が改正され（BGBl. I S.795）、2013 年 5 月 19 日から施行されている。改正後の第 1626a 条においては、共同親権が子の福祉に反することが認められない場合には、家庭裁判所は、非嫡出子の父の申立てに基づいて、審判により親権又はその一部を父母の共同親権とする旨が定められた。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】行政統制法が成立

ロシアの憲法では議会による行政機関の監視権限が明確に規定されておらず、具体的な行政監視手段は連邦法の「連邦議員法」及び「議会調査法」、各種の議院規則で別個に規定されていた。これに対して2013年5月7日連邦法第77号「議会による行政の統制について」（以下「行政統制法」）により、行政機関の活動に対する事後的な監視及び事前の議会審議による統制が包括的に規定された。具体的には、内閣の信任、予算審議、内閣の下院への活動報告、中央銀行の下院への活動報告その他の対議会関係、議院及び議員による政府への議会質問状の送付、議院及び議員による閣僚及び公人への政府質問の実施、非常事態における情報の聴取、会計検査院長官・副長官・検査官の任免その他の対議会関係、大統領全権代表の対議会関係、最高検察庁の議会への報告、閣僚その他公人の議会への招致、政府機関への議員の派遣、議会による公聴会の実施、議会調査の実施が行政の統制手段として規定されている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】後見登記に関する法律の制定

2011年3月に民法が改正され、2013年7月1日から韓国において、「成年後見」、「限定後見」、「特定後見」及び「後見契約」の4つに分類される成年後見制度が施行された（本誌第247-1号（2011年4月刊）参照）。成年後見制度の実施に合わせ、被後見人本人及び後見人が有している権限の範囲を公示するための成年後見登記制度を導入するため、2012年10月23日、政府は後見登記の手続等に関する事項を規定した「後見登記に関する法律案」を国会に提出した。同法案は翌2013年3月5日、国会本会議で可決され、同年4月5日に公布された（2013年7月1日に施行）。後見登記簿の作成は被後見人ごとに行い、後見登記簿の記載事項は、後見契約の場合とそれ以外の場合とで異なる。また、登記事項証明書の発給を申請できるのは、被後見人本人、後見人等を含む一定の範囲に限定されている。なお、後見登記事務は家庭法院（家庭裁判所に相当）が取り扱う。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】化学物質の登録、評価等に関する法律の制定

2013年5月22日、「化学物質の登録、評価等に関する法律」が制定され、2015年1月1日から施行される。同法は、2007年6月からEUで実施されている化学物質規制（REACH）と同様の制度を韓国で実施するための法律である。新規化学物質又は年間1トン以上の既存化学物質を製造・輸入・販売する者は、当該化学物質の量、用途等を環境部長官（以下「長官」）に毎年報告しなければならない。また、新規化学物質又は年1トン以上（危険性が高い場合は1トン未満も含む）の既存化学物質を製造・輸入しようとする者は、事前に化学物質の登録を行わなければならない。登録申請された物質に対しては有害性審査等が実施され、危険性に応じて制限物質、禁止物質等に指定される。有害化学物質を含有する製品（種類別の含有量年1トン以上）を製造・輸入する場合も、事前に長官への申告が義務付けられ、長官は製品の危険性に対する評価を実施しなければならない。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 定年の延長及び青年未就業者の雇用促進

従来、韓国における勤労者（勤労基準法の規定による勤労者で、業種を問わない）の定年については、「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」（以下「高齢者雇用促進法」）第 19 条において、60 歳以上とすることが事業主の努力義務となっていた。しかし、社会の高齢化に伴い、高齢者の雇用問題が浮上してきたことを背景として、2013 年 5 月 22 日、高齢者雇用促進法が改正され、これまで事業主の努力義務であった定年 60 歳以上の規定が義務化された。勤労者が常時 300 人以上の事業所では 2016 年 1 月 1 日から、それ未満の事業所では 2017 年 1 月 1 日からそれぞれ施行され、事業主が定年 60 歳未満としたときであっても、60 歳とみなされる。また、若年者の雇用についても、2013 年 5 月 22 日、「青年雇用促進特別法」が改正され、公企業等が青年未就業者（15～29 歳）を毎年定員の 3%以上雇用することが義務化された。ただし雇用義務が課される期間は 2016 年 12 月 31 日までである。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】 共産党の「党内法治」強化

2013 年 5 月 27 日、「中国共産党党内法規制定条例」（以下、「条例」）と「中国共産党党内法規・規范文書登録規定」（以下、「規定」）が公表された。1990 年 7 月 31 日に定められた「中国共産党党内法規制定手続暫定条例」と「党内法規の登録に係る問題に関する中央弁公庁の通知」の改正である。党内法規とは、共産党の中央組織及び中央規律検査委員会、各中央省庁及び省・自治区・直轄市の党委員会が制定する規則等で党の任務・活動及び党員規律等に関するものをいう。共産党の一元支配体制にある中国では、共産党による方針決定が全ての政策の基本にあるため、党内法規の重要性は極めて高い。条例は、党内法規の種類、内容、制定権限、審査・公表手続、適用と解釈等について定め、規定は、党内法規等の中央組織への報告及び登録の基準とその手続等について定める。党内法規は公開を原則とすること、憲法や法律の規定との不一致があってはならないことが明記され、手続の合理化が重視されている点が注目される。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】 証券投資基金法の改正

証券投資基金とは日本で証券投資信託と呼ばれているものをいう。証券投資基金法が施行されたのは 2004 年 6 月 1 日である。その後の中国の証券市場の急速な発展と証券投資基金の多様化に対応し、規制緩和によって市場の更なる活性化を実現するため、2012 年 12 月 28 日に同法が改正され、2013 年 6 月 1 日から施行された。同法は今回の改正により全 103 か条から全 155 か条へと条文が大幅に増え、公募基金に関する規定の改正に加え、新たに私募基金の基本的な制度的枠組みに関する規定などが設けられた。また、基金の設定・募集・管理を行う基金管理人、基金の受託管理を行う基金管理受託者の要件もそれぞれ緩和された。一方、リスク準備金に関する規定を拡充するなど、リスク管理と投資家保護の強化も図っている。私募基金については、募集対象を資産規模やリスク対応能力などが一定の基準を上回る者に限る「合格投資者制度」、基金契約、基金の登録制度、投資範囲等に関する規定が設けられた。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】消費者権益保護法改正案

消費者権益保護法の改正案が 2013 年 4 月 23 日から 25 日まで開かれた第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 2 回会議に提出され、初めての審議に付された。1993 年に制定された現行法は、商品の購入やサービスの利用に際して消費者の権利及び利益を保護することを目的とし、知る権利、自ら選択する権利、賠償請求権など消費者の権利、事業者の義務と行政の責任などを定めている。制定以来 20 年間、法改正は行われていない。その間、中国では市場経済化が急速に進展し、電子商取引の発達、金融・保険など新たな分野での消費拡大など、現行法では想定していなかった状況が生まれている。これに対応するため、改正案は、①消費者の個人情報保護、②商品・サービスの品質保証と返品・交換その他アフターサービスの徹底、③事業者の義務及び責任の強化、④インターネットショッピングにおける消費者権益の保護、⑤消費者協会の機能強化、⑥行政の監督責任の一層の明確化などについて新たな規定を設けている。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【カンボジア】農業協同組合法の成立

2013 年 5 月 22 日、農業協同組合法案が上院を通過した。同法は、15 人以上の農民による任意の農業協同組合の結成を認め、協同組合に出資する金融機関を政府が斡旋する仕組みを提供する。また、協同組合の保証があれば、組合員個人が担保物を立てることなく、融資を受けることが可能になる。カンボジアにおいては、総人口の 80%以上を農民が占めているが、同法は、農民の生活の安定、市場における農民の立場の強化、貧困の削減、農業部門の発展、農産物の生産及び輸出の拡大などを図るものであり、カンボジアの農業政策の主要な部分を占める米の生産拡大と精米の輸出増加にも資すると見られている。カンボジア農林水産省によれば、全国で既に 350 を超える農業協同組合が組織され、およそ 3 万 5 千人がそれらの組合に加入しているが、農業協同組合法の施行により組合の法的基盤が確立し、農産物販売市場への参入や金融機関の利用が容易になる。

(海外立法情報課・坂野 一生)

【フィリピン】在外投票法の成立

2013 年 5 月 27 日、アキノ大統領が在外投票法に署名した（共和国法第 10590 号）。同法は、2003 年の在外不在者投票法の法律名を「在外投票法」に改め、あわせて内容も大きく改正するものである。主な改正点は、①国政選挙だけでなく、国民投票においても在外フィリピン人の投票を可能にしたこと、②在留国・地域を管轄する在外公館に設けられた登録所だけでなく、在留国・地域以外の登録所（フィリピン国内を含む）においても在外選挙人登録ができるようにしたこと、③従前は登録の際に 3 年以内に帰国する旨の宣誓供述書を作成することが義務づけられていたが、これを廃止し、3 年以内に帰国せずに在外投票した場合の罰則を削除したことの 3 点である。このほか、国内投票期日前 30 日間の在外投票期間中は、フィリピン人の在留する国・地域での候補者による選挙運動が禁止されるほか、選挙委員会の行う在外選挙人登録・在外投票事務の一元化・効率化を図るなどの改正があった。

(海外立法情報課・坂野 一生)

【フィリピン】基礎教育法の全面改正

フィリピンでは、従前、6-4 制の初等・中等教育からなる基礎教育制度が採用されており、12年の初等・中等教育制度を採用する多くの国に比べて基礎学力が低い、基礎教育課程を修了しても、12年の教育を要件とする海外の大学に直接進学できないなどという不都合が生じていた。2013年5月15日にアキノ大統領が署名した基礎教育法の改正法（共和国法第10533号）は、2012年に義務教育化された1年の幼稚園教育に加え、6-4制であった初等・中等教育を6-4-2制の12年とし、教育改革の柱である合計13年の基礎教育制度（K to 12）を完成させるものである。また、幼稚園及び小学校第3学年までは、母語又は第1言語を基礎とした多言語方式の教育システムを採用し、第4学年から第6学年までの間にフィリピン語及び英語を使用した教育へと漸次移行する。初等・中等教育の6-4-2制への移行は、モデル校などで先行させた上で、2016-17教育年度において全国で完全実施を目指している。

（海外立法情報課・坂野 一生）